

## ちばの発酵ロゴマーク 募集要綱

### 1 目的

千葉県は「醤油」や「みりん」の生産量が全国一であるほか、「日本酒」や「チーズ」・「ヨーグルト」などを生産する酪農など、発酵に関連する文化や産業が各地域で発展しています。また、発酵技術は「バイオテクノロジー」の一分野でもあり、県内には関連企業や研究機関が集積していることから、多様な産業発展に寄与する可能性を秘めています。

そのため、2025年4月に開催された大阪・関西万博にも「発酵」をテーマに出展することをはじめ、「発酵」を活用した千葉県の魅力発信に取り組んでいく方針です。

そこで、千葉県の「発酵」の魅力を国内外に向けて継続的にPRするため、発酵に関する文化・産業の象徴となるロゴマークを広く募集します。

### 2 募集内容

#### (1) 募集対象

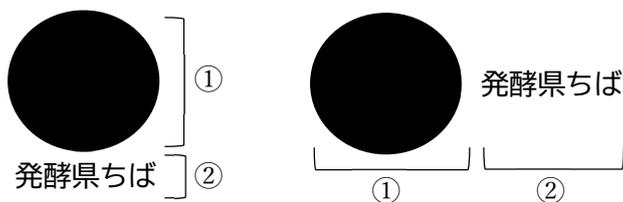
- ・千葉県の「発酵」をPRするロゴマーク
- ・ロゴマークに込めたコンセプト（200文字程度）

#### (2) ロゴマークの構成

ロゴマークは、以下の構成のいずれかとします。

- ・シンボルマーク+ロゴタイプ（ロゴタイプ例：「発酵県ちば」など）
- ・シンボルマークのみ（マークのみで独創性がある、文字が図案化されている場合など）

※シンボルマーク=①と、ロゴタイプ=②の組み合わせ例



※ロゴタイプの文字は、例示の「発酵県ちば」のほか、10文字以内で自由に提案可能です。外国語での表記も可とします。

※既存フォントを使用する場合は、フォント名を明記してください。

※商標登録不可のフォントは使用できません。

※著作権フリーまたは商用可のライセンスを有するフォントを使用してください。

※契約プランや個別の書体などにより商標登録不可の場合がありますので、応募者自身が商用利用や改変の権利を有することを、各社のサポートサイトなどでご確認ください。

#### (3) 使用想定

作成したロゴマークは、県の広報物（チラシ、ポスター、のぼり旗、シール等）、ならびに発酵関連事業者の商品包装等に使用することを想定します。

### 3 応募資格・要件

- ・国内外問わず、個人・法人・団体いずれでも応募可能
- ・年齢、経歴、プロ・アマ不問
- ・1人（共同制作の場合は1グループ）につき最大10作品まで応募可能
- ・応募者は、作品がオリジナルであり、第三者の権利を侵害していないことを保証する必要があります。最終審査に進んだ場合、デザイン作成時の原版（原画やイラストレーターデータ等）の提出を求めますので、保管をお願いします。
- ・本募集要綱の記載内容について同意している旨の誓約の提出が必要です。（誓約書は応募フォーム・応募シート内にあります）

### 4 募集期間

令和7年6月2日（月）0時から令和7年7月31日（木）23時59分まで

※郵送の場合は、当日消印有効

※締切直前の送信エラー等については、事務局では対応できません。

なお、いかなる理由があっても締切後の応募は受理できません

### 5 提出書類

- ① 応募作品（1人・1グループにつき10作品まで応募可）
- ② 文字部分に既存フォントを使用した場合、元となったフォント名（手描きの場合不要）
- ③ 応募作品のコンセプト（1作品につき200文字程度）
- ④ 氏名・ふりがな・住所・電話番号・メールアドレス・年齢（応募時）  
※未成年者及び高校生以下の方が応募する場合は、保護者の名前及び連絡先
- ⑤ 学生の場合は学校名、団体での応募の場合は団体名
- ⑥ 応募条件への同意署名

### 6 応募方法

- ① Webの応募フォームからの受付

応募作品は、JPGもしくはPNG、PDFの画像データ（1作品につき、推奨画像サイズ：幅400px以上、4MB以内）でアップロードしてください。

応募フォーム：<http://com.living.jp/r/chiba-hakko/oubo>

- ② 郵送による受付

応募作品は、A4サイズの用紙に1作品を描き（プリント可）、裏面に記入済みの応募シートを張り付けてください。学校などで、複数人分の作品を取りまとめて郵送する場合は、同封可能です。

応募あて先：

〒260-0028 千葉新町郵便局留

千葉市中央区弁天1-15-3

株式会社サンケイリビング新聞社 「ちばの発酵ロゴマーク募集」事務局係

※封筒の裏面に、応募者の「郵便番号・住所・氏名・電話番号」を明記ください

応募シートダウンロード先：<http://com.living.jp/r/chiba-hakko/oubosheet>

## 7 選考方法・基準等

### (1) 選考方法

外部有識者を含む選考委員会にて審査の上、千葉県が受賞作品を決定します。

### (2) 基準

- ・「千葉県」×「発酵」の魅力を効果的に伝えているか。
- ・国内外へ普及可能な普遍性・親しみやすさがあるか。
- ・多様な媒体・使い方で展開可能な汎用性があるか。
- ・独自性・創造性に優れて、印象的な作品か。

### (3) 賞

- ・最優秀賞：1点（副賞：賞金10万円 ※高校生以下は相当額の図書カード）
- ・優秀賞：3点（副賞：千葉県の発酵に関する特産品詰め合わせ）

### (4) 結果発表

受賞者には直接通知するほか、県ホームページ等で発表します。  
（発表の時期は、令和7年10月頃を予定しています）

## 8 著作権などの取り扱い

- ・受賞作品の著作権や商標・意匠の出願および登録をする権利、その他一切の権利は千葉県に帰属するものとします。
- ・受賞者は著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。
- ・受賞作品は必要に応じて、千葉県の意見に基づき修正を行う場合があります。
- ・受賞作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、千葉県では一切の責任を負いません

## 9 留意事項

- ・応募に要する費用は応募者負担とします。
- ・提出作品は返却いたしません。
- ・未成年者が応募する場合は、親権者の同意が必要です。
- ・下記の場合、選考結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
  - ア 公序良俗に反する場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ウ 受賞作品が既発表のものと同じもしくは酷似している場合
  - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
  - オ 画像生成AIを使用している場合
  - カ 法令または本募集要綱に反する場合
- ・応募に虚偽や不備があった場合は、受賞発表後でも取り消し・賞金返還の対象とします
- ・本募集要綱については千葉県の判断により、変更または追加することがあります
- ・応募をもって、本募集要綱に同意いただいたものとみなします

## 10 暴力団等の排除について

次のアからウのいずれかに該当する者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役（その他団体の役員も記載）若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))は、応募することができません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 11 問合せ先

株式会社サンケイリビング新聞社 「ちばの発酵ロゴマーク」募集事務局

①応募者からの問い合わせ（問合せフォーム）

<http://com.living.jp/r/chiba-hakko/toiawase>

※応募に関する個別の選考理由や選考過程に関する問合せには応じかねます。

②報道関係者からの問合せ

電話番号：043-242-9841

メールアドレス：living\_chiba@sankeiliving.co.jp